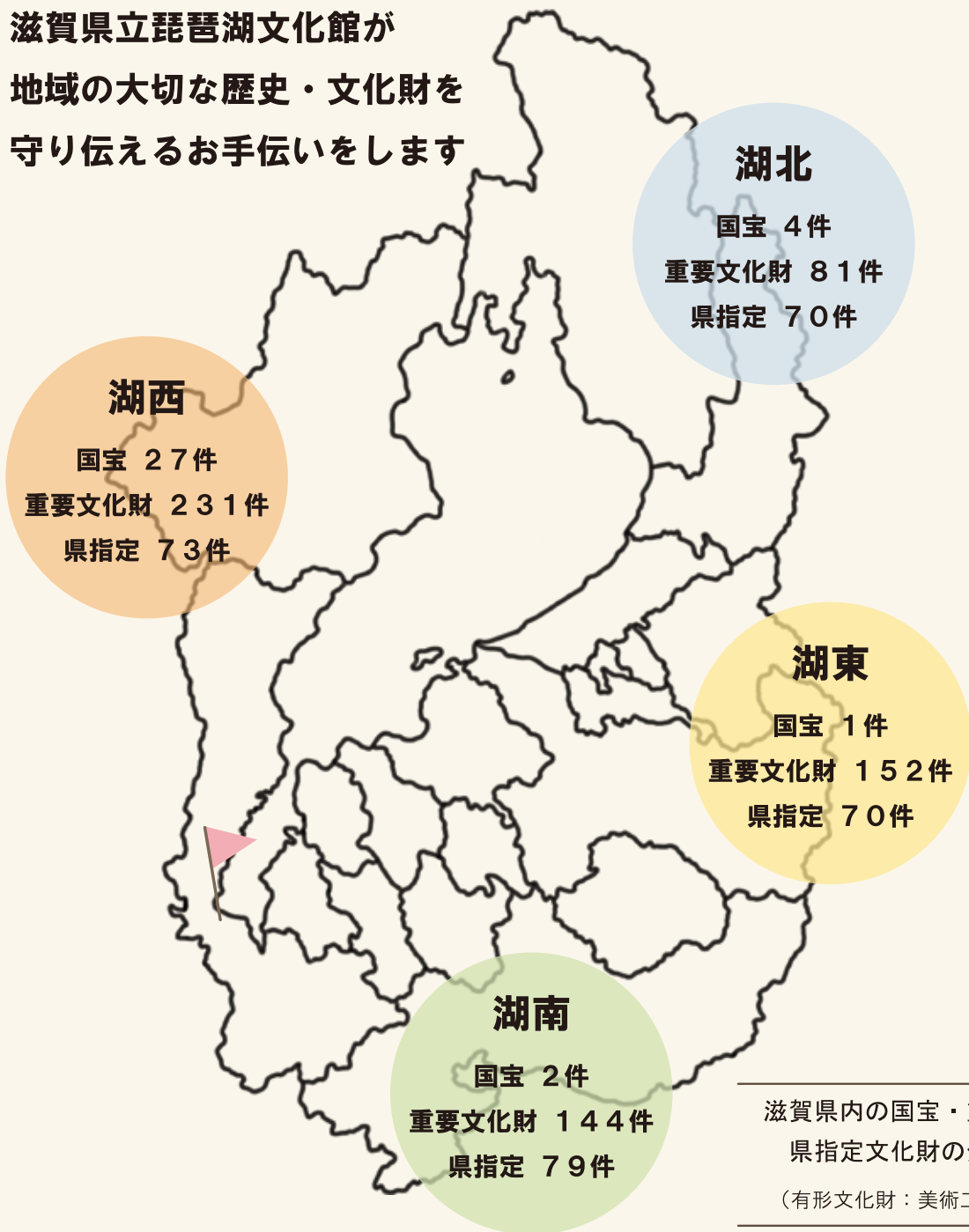


滋賀県立琵琶湖文化館が
地域の大切な歴史・文化財を
守り伝えるお手伝いをします

地域の文化財の サポートセンター



滋賀県内の国宝・重要文化財
県指定文化財の分布状況

(有形文化財：美術工芸品のみ)

令和7年(2025年)12月時点
美術工芸品…絵画、彫刻、工芸品
書跡・典籍、古文書
考古資料、歴史資料

地域の文化財とは

「文化財」は、わが国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。歴史深い滋賀には、指定品や博物館施設で保管・展示されているような、よく知られた文化財のほか、地域の寺社・自治会等の団体・個人のお宅などで保管されている文化財が豊富に残っています。

滋賀県立琵琶湖文化館では、県内の各地域の歴史を語り、地域に暮らす方々にとって大切な美術工芸品や歴史的な資料を、指定・未指定に関わらず、「地域の文化財」とし、重要な存在として活動(調査・研究・保存・活用)を展開します。

琵琶湖文化館と地域の文化財



一時保管品の搬入



県内寺院での展示公開サポート

当館では、滋賀県にまつわる近世以前の美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）を中心に、収集保管・展示・調査研究・普及活用を行っています。さらに収蔵品にとどまらず、県内各地の文化財を対象とした活動を目指し、滋賀県文化財保護課などとも協力しながら、文化財の保存や活用に関わる業務を行ってきました。

- 実施事例
- ・ 一時保管品の受け入れ
 - ・ 実態把握調査の実施
 - ・ 寺社での展示公開サポート
 - ・ 保管環境改善への相談対応

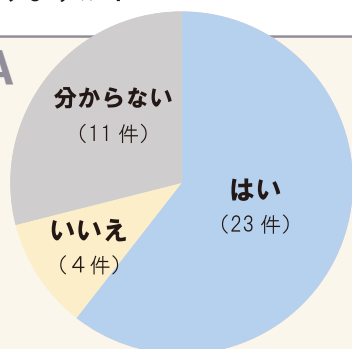
地域の文化財と保存の課題

現在、県内各地域で大切にされてきた文化財は、さまざまな課題に直面しています。令和7年に当館が実施した滋賀県内の博物館などの文化財保管施設・市町の文化財所管課を対象にしたアンケート調査においても、多くの関係者が保存の課題を認識していることが分かりました。

Q

地域の文化財について、修理が必要だが、実施が困難であると把握しているものはありますか？

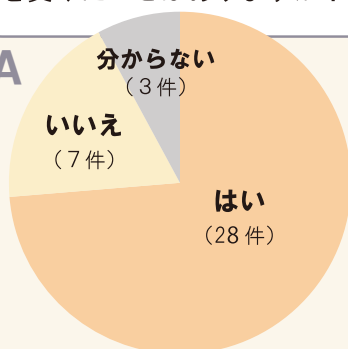
A



Q

地域の文化財について、過去5年以内に所有者や保管者から、保存方法や修理等の相談を受けたことはありますか？

A



アンケート調査結果

() 内は回答件数 / 全 38 件

保管施設の老朽化
異常気象
少子高齢化
過疎化
価値観や
生活様式の変化

- ↓
- ・ 守り手の不足
 - ・ 維持資金の不足
 - ・ 祭礼行事の縮小
 - ・ 活用機会の減少
 - ・ 保管環境の維持困難
 - ・ 保管場所の不足
 - ・ 非常時被害拡大の懸念

地域の文化財のサポートセンター機能

当館は、これまで以上に地域の文化財を知り、積極的な関わりを持つ必要があると考え、令和9年（2027年）開館予定の新築館への移転を機に、「地域の文化財のサポートセンター」の機能を備えます。

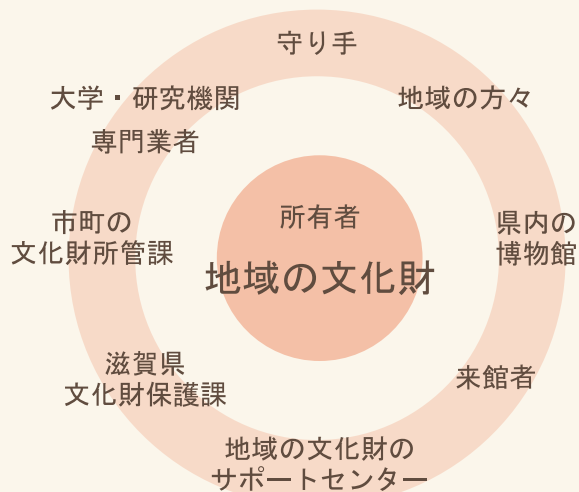
基本情報

■ 対象

- ・ 滋賀県内所在の文化財かつ、地域の歴史に関わる近世以前の美術工芸品
- ・ 指定・未指定は不問

■ 活動開始時期

令和9年度の開館後に本格始動



サポートセンターがつなぐ
ネットワークのイメージ図

活動の4つの柱

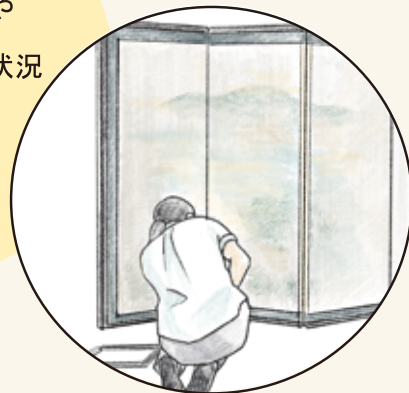
1 相談対応

文化財修理や
保存環境管理に関す
る技術支援などの
相談に応じます。



2 現状把握

文化財の状態や
所在確認、保管状況
などの**調査**を
行います。



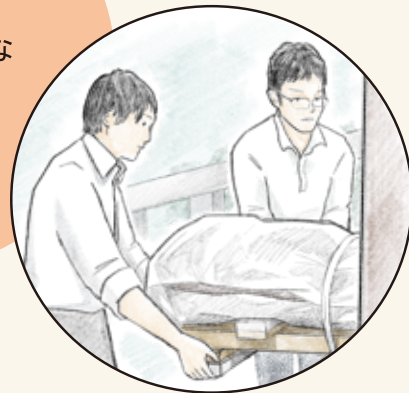
3 普及啓発

文化財の取扱い
の講習、展示公
開、情報発信
などを行います。



4 応急対応

新館開館後は、
緊急時の一時的な
避難保管など
を行います。



地域で保存することを目指す

博物館だからこそ
のサポート

サポート体制

人員

当館学芸員が対応します

絵画、彫刻、工芸
書跡・典籍、保存科学
の各分野を担当する学芸員が
在籍しています。

(令和7年12月現在)

文化財緊急保管庫

新築館 の設備

- ・室数：2室
- ・面積：各室約40㎡
- ・天井高：約3.5m

〈温湿度管理可能〉

温調用エアコン・除加湿器

〈保管想定品に合わせた設備〉

①収蔵品と保管エリアを区分

②清掃が容易な内装

地域の文化財に お困りごとはありませんか？

文化財の修理について
知りたい。

どんな保存箱が
良いのか分からない。

古文書の扱い方を
知りたい。

絵画にカビが
生えてしまった。

仏像の
虫喰いがひどい。

文化財の公開・展示の
情報発信がしたい。

相談窓口

相談受付中

滋賀県立琵琶湖文化館
地域の文化財のサポートセンター

電話 077-522-8179

メール bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

- 相談窓口は、「地域の文化財のサポートセンター」本格始動に先行して開設するものです。
- 指定品に関するご相談は、文化財が所在する市町の文化財所管課もしくは、滋賀県文化財保護課 美術工芸・民俗係へご連絡ください。連絡先がご不明な場合はお取次ぎします。
- 当館学芸員で対応できないご相談内容の場合は、別の専門家におつなぎする場合がございます。
- 文化財の金銭的な価値判定は行っておりません。



滋賀県立
琵琶湖文化館
Biwako Bunkakan Museum

発行日：令和7年12月21日

発行者：滋賀県立琵琶湖文化館 編集：武内 里水（滋賀県立琵琶湖文化館）

※設備・運営等のイメージは今後の計画検討の過程で変更する場合があります。